

処分基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第77条第4項
処 分 の 概 要：道路使用許可の条件の変更・付加
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道等に係るものは、札幌方面については高速道路交通警察隊長、函館方面については函館方面本部交通課長、旭川方面については旭川方面本部交通課長、釧路方面については釧路方面本部交通課長又は釧路方面本部十勝機動警察隊長、北見方面については北見方面本部交通課長）
法 令 の 定 め： 道路交通法第114条の3（高速自動車国道等における権限） 道路交通法施行細則第20条の3（道路使用許可の条件の変更等の通知） 道路交通法施行細則第28条（高速自動車国道等における権限）
処 分 基 準： 道路使用許可を与えた行為に係る場所を管轄する警察署長は、道路や交通の状況等の変化により道路使用許可の審査時には予見し得なかった交通の安全と円滑に著しい支障が新たに生じたときは、道路交通法第77条第3項に基づき付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。
問 合 せ 先： 当該申請に係る場所を管轄する警察本部高速道路交通警察隊、各方面本部交通課、十勝機動警察隊、又は各警察署の交通課 （高速自動車国道等の管轄が札幌方面の場合（電話011-892-9761）） （高速自動車国道等の管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （高速自動車国道等の管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （高速自動車国道等の管轄が釧路方面の場合 釧路方面本部交通課（電話0154-25-0110） 釧路方面本部十勝機動警察隊（電話0155-23-0964）） （高速自動車国道等の管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110）） （高速自動車国道等以外の場合は、管轄する警察署の交通課）
備 考：